

「関西電力グループカスタマーハラスメントに対する基本方針」の改訂

2026年10月1日
関西電力送配電株式会社

2026年10月1日から、改正労働施策総合推進法の施行により、事業主にカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」）防止のための措置を講じることが義務付けられます。

これを踏まえ、関西電力株式会社は、「関西電力グループ カスタマーハラスメントに対する基本方針」を改訂しました。

今回の改訂では、法改正の内容を踏まえてカスハラの定義を見直すとともに、グループで働く一人ひとりが心身ともに安心して働くことのできる環境を確保するため、カスハラに対する基本的な考え方や対応をより明確にしました。

当社は、引き続き、お客さまやお取引先の皆さまからいただくご意見・ご要望には真摯に向き合うとともに、本方針を踏まえ、従業員の安全・人権・就業環境を害するカスハラに対しては、個人に対応を委ねることなく、組織として毅然と対応してまいります。

これからも、お客さまやお取引先の皆さまとの良好な関係を大切にしながら、従業員が安心して働くことのできる職場環境の確保と、皆さまのご期待にお応えするサービスの提供に努めてまいります。

今後とも、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上

別紙：関西電力グループカスタマーハラスメントに対する基本方針

関西電力グループ カスタマーハラスメントに対する基本方針

関西電力グループ（以下、「当社グループ」といいます。）は、経営理念に掲げる『「あたりまえ」を守り、創る』ことを目指し、お客さまやお取引先の皆さまなどからいただく貴重なご意見を真摯に受け止めながら、日々の業務に取り組んでおります。

グループで働く一人ひとりが心身ともに安心できる職場環境を確保し、お客さまやお取引先の皆さまと一層良好な関係を構築することが、より質の高いサービスの提供につながるという考えのもと、「関西電力グループカスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定いたしました。カスタマーハラスメントに該当する言動があった場合には、従業員等の安全・人権・就業環境を守るため、会社として、毅然と対応いたします。

これからもグループ一丸となり、皆さまのご期待に応えていけるよう努めてまいります。今後とも、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

カスタマーハラスメントの定義

厚生労働省「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」等を踏まえ、以下の３つの要素を全て満たすものとします。

- ①お客さまやお取引先その他当社グループ事業に関係を有する方が行う言動であること
- ②社会通念上許容される範囲を超えた言動であること
- ③当社グループで働く従業員等の就業環境が害されること

カスタマーハラスメントへの対応

- ・当社グループがカスタマーハラスメントと判断した場合は、お客さま等へご説明のうえ、その場の対応を中断、またはお断りさせていただくことがございます。
- ・カスタマーハラスメントのうち、悪質と判断した場合は、警察・弁護士などと連携し適切に対処します。
- ・なお、必要に応じてお客さま等との会話、通話を録音または記録させていただくことがございます。

（カスタマーハラスメントの具体例）

カスタマーハラスメントの具体例は以下のとおりですが、これに限るものではありません。

- ・ 身体的、精神的な攻撃（暴行、傷害、脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）
- ・ 怒声など必要以上に威圧的な言動、土下座などの要求、言葉遣いや言葉尻をとらえた執拗な言動
- ・ 従業員教育や人事的措置、担当者交代に対する過度・執拗な要求
- ・ 必要な情報の提供を拒否し、手続きを強要する行為
- ・ 長時間の拘束的な行動（不退去、居座り、監禁）
- ・ 差別的、性的な言動
- ・ 当社グループで働く従業員の同意の無い写真・映像等の撮影およびこれらや個人情報のインターネット等への公開
- ・ 不合理又は過剰なサービスの提供の要求
- ・ 正当な理由のない金銭補償・謝罪の要求

以 上